

火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

施行規則第4条第1項第1号

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

●施行規則第4条第1項第1号に規定する危険区域が明確に判別できるような措置とは、次のいずれかの方法によるものとする。

1. 柵の設置
2. ロープの設置
3. ライン塗装

施行規則第4条第1項第3号

三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第3号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。

(※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。

施行規則第4条第1項第9号の3

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。）には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 床面から1.5mの高さに防爆性能を有する構造の温湿度記録計を設置すること
2. 当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。
3. 当該火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。

1. スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けること。
2. 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1.6m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置（消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあっては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。
3. スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとする。
4. スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。
5. 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。
6. 制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。

7. 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。
8. 非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。
9. 操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。
10. 配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。
11. 貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。

施行規則第4条第1項第10号

十 危険工室の付近には、消火のための設備を設けること。

●施行規則第4条第1項第10号に規定する消火のための設備を設けることとは、次に掲げる設備のうち1種類以上を設置することとする。

1. 貯水池
2. 貯水槽
3. 消火栓

施行規則第4条第1項第11号

- 十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。
- イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。
- ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

- 施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造とは、次の基準によるものとする。
 1. 非常の際の避難に便利のように、できるだけ多くの窓及び出口を設けること。
 2. 出口の扉は外開きとすること。(積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)
 3. 窓の扉は外開きとすること。(非常の際の避難に便利のように2箇所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)
- 施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮とすることとする。
- 施行規則第4条第1項第11号ハに規定する危険工室の窓に施す火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ることとする。

施行規則第4条第1項第12号

十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。ただし、内面の一部が火薬類に混入することにより、当該火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。

●施行規則第4条第1項第12号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。

●施行規則第4条第1項第12号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。
2. 電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、1.に加え、床材として木板を使用することができる。

施行規則第4条第1項第15号

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 火薬類の付着、浸透又は侵入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第15号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。

1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。
2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

施行規則第4条第1項第16号

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

●施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1MPa以下とする。）による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。
2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。
3. 火薬類が飛散するおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。

施行規則第4条第1項第17号

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
 1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。
 2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を備えること。

施行規則第4条第1項第18号

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第18号に規定する照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。
2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とする。

施行規則第4条第1項第21号

二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
 1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。
 2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。
 3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。

施行規則第4条第1項第22号の2

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第22号の2に規定する火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。
2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、一定の温度を超えたときに熱源へのエネルギー供給を遮断するための措置を講ずること。

施行規則第4条第1項第22号の3

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。
2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。

施行規則第4条第1項第22号の4

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第22号の4に規定する静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。
2. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。
3. 床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること。
4. 雷薬又は滝剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、かつ、接地すること。

(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。

施行規則第4条第1項第24号

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第24号に規定する乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
 1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。
 2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。

施行規則第4条第1項第24号の2

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第24号の2に規定する火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置とは、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。

施行規則第4条第1項第25号

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第25号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

施行規則第4条第1項第27号

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

- 施行規則第4条第1項第27号に規定する運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。
 1. 手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。
 2. 蓄電池車であつて、次の基準によるもの。
 - イ 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。
 - ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。
 - ハ 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。
 - ニ 電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。
 - ホ 消火器が備えられていること。
 3. ディーゼル車又はガソリン車であつて、次の基準によるもの。
 - イ 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。
 - ロ 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。
 - ハ 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。
 - ニ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。
 - ホ 消火器が備えられていること。

施行規則第4条第1項第28号

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。

- 施行規則第4条第1項第28号に規定する安全に運搬できる運搬通路とは、路面は平坦であり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配は50分の1以下とすることとする。

施行規則第4条第2項第11号

- 十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハまでに定めるところによること。
- イ 危険区域内に設けること。
 - ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
 - ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第2項第11号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、不発弾等廃棄処理場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

施行規則第4条の2第1項第3号

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条の2第1項第3号に規定する火災による延焼を防止するための措置とは、移動区域に隣接する森林と移動区域の境界線との間に幅2 m以上の防火のための空地を設けることとする。

(※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。

施行規則第4条の2第1項第18号

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

●施行規則第4条の2第1項第18号に規定する製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両とは、次の基準に適合するディーゼル車とする。

1. 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること
2. 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に対して適当な防熱措置が講じられていること。
3. 排気管は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に影響を与えない位置において開口していること。

施行規則第4条の2第1項第19号

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は侵入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

●施行規則第4条の2第1項第19号イに規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。

1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。
2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

施行規則第4条の2第1項第29号

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条の2第1項第29号に規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部が内壁と接触しないよう間隙をとることとする。

施行規則第4条の2第1項第31号

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

- 施行規則第4条の2第1項第31号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。
 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。

施行規則第4条の2第1項第33号

三十三 廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 第4条の2第1項第33号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を常に伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

施行規則第5条第1項第6号

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第5条第1項第6号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。
2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。

施行規則第5条第1項第12号

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。
2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。
 - イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。
 - ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。

施行規則第5条第1項第13号

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。
2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。

施行規則第5条第1項第15号

十五 火薬類の廃薬又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

- 施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃薬又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難防止のための措置とは、次の基準によるものとする。
 1. 廃棄するまでの間、専用の廃薬容器に収納し及び移送すること。
 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。

施行規則第5条第1項第16号の2

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

●施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。
2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。
3. 1. 又は2. の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。

施行規則第5条第1項第17号

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。

施行規則第5条第1項第25号

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬（火工品の原料として使用する無煙火薬を除く。次号において同じ。）を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

- 施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。
 1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。
 2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。
 - イ 枕木
 - ロ すのこ（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）
 - ハ パレット（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）
 - ニ 棚（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）

- 施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。
 1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。
 2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。

施行規則第5条第1項第34号

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。
2. 雷薬又は滝剤の配合及び填薬を行う際には、履物及び手袋は導電性のものを着用すること。
3. 雷薬又は滝剤の配合及び填薬を行う際には、ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの(鉄製のものを除く)を使用すること。

(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。

施行規則第5条の2第1項第8号

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第5条の2第1項第8号に規定する異物が特定硝酸アンモニア系爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。
 1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。
 2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて移動式製造設備の付近に散水すること。

施行規則第5条の2第1項第13号

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条の2第1項第13号に規定する移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。
 1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その他の危険物を安全な場所に移すこと。
 2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去すること。

施行規則第5条の2第1項第16号

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

●施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。
2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。

施行規則第5条の2第1項第17号

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条の2第1項第17号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危害予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。